

宅建業免許証の交付について

大阪府知事免許に係る宅建業の更新及び書換え免許証は、窓口又は郵送で受取り可能です。

◆更新免許証の場合

提出された申請内容に基づき審査を行い、審査の完了後、『通知ハガキ』をお送りします。

1. 郵送での交付を希望する場合

○更新免許証交付の『通知ハガキ』が届いてから、下記の①～④を同封し、簡易書留で郵送申請してください。

更新免許証を、免許日以降に、同封された封筒（簡易書留）でお送りします。

- ①『通知のハガキ』（裏面（見本）をご覧ください）
- ②返信用の角2封筒（240×332ミリ）
530円 分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと（※レターパック・レターパックライトでも可）
※料金不足が生じる場合は別途不足分の切手を送付頂きます。
- ③昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ
- ④クリアファイル等（免許証の汚れや折れを防止する為）

2. 窓口での交付を希望する場合

○免許日以降、『通知ハガキ』と来られる方のお認印（個人印）をお持ちの上、お越しください。

※専任の宅地建物取引士の現在の氏名・本籍地が、各都道府県に宅地建物取引士として登録している氏名・本籍地の情報と異なっている場合や、審査期間中に別の氏名・本籍地に変わる場合は、審査に通常よりも期間を要します。

◆書換え免許証の場合

提出された申請・届出内容に基づき審査を行い、免許証を発行します。

免許証が出来上がりましたら、『案内のファックス』をお送りします。

1. 郵送による書換え免許証の交付を希望する場合

○書換え免許証交付の『案内のファックス』が届いてから、下記の①～④を同封し、簡易書留で郵送申請してください。

書換え免許証を、同封された封筒（簡易書留）でお送りします。

- ①『案内のファックス』
- ②返信用の角2封筒（240×332ミリ）
530円 分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと（※レターパック・レターパックライトでも可）
※料金不足が生じる場合は別途不足分の切手を送付頂きます。
- ③昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ
- ④クリアファイル等（免許証の汚れや折れを防止する為）

2. 窓口での交付を希望する場合

○『案内のファックス』と来られる方のお認印（個人印）をお持ちの上、お越しください。

◆ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口

（〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎2階）

TEL: 06-6941-0351（内線: 3085・3088）

FAX: 06-6614-7562